

短期入所

令和元年10月報酬単価

福祉型短期入所 サービス費	福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分6	902 単位
		区分5	766 単位
		区分4	633 単位
		区分3	569 単位
		区分1・2	497 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分6	588 単位
		区分5	515 単位
		区分4	310 単位
		区分3	234 単位
		区分1・2	168 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅲ）	区分3	766 単位
		区分2	601 単位
		区分1	497 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅳ）	区分3	515 単位
		区分2	272 単位
		区分1	168 単位

旧単価

福祉型短期入所 サービス費	福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分6	896 単位
		区分5	761 単位
		区分4	629 単位
		区分3	565 単位
		区分1・2	494 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分6	584 単位
		区分5	512 単位
		区分4	308 単位
		区分3	233 単位
		区分1・2	167 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅲ）	区分3	761 単位
		区分2	597 単位
		区分1	494 単位
	福祉型短期入所 サービス費（Ⅳ）	区分3	512 単位
		区分2	270 単位
		区分1	167 単位

短期入所

令和元年10月報酬単価

福祉型短期入所 サービス費	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分6	1,103 単位
		区分5	968 単位
		区分4	934 単位
		区分3	771 単位
		区分1・2	699 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分6	790 単位
		区分5	718 単位
		区分4	512 単位
		区分3	437 単位
		区分1・2	369 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅲ）	区分3	968 単位
		区分2	803 単位
		区分1	699 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅳ）	区分3	718 単位
		区分2	474 単位
		区分1	369 単位

旧単価

福祉型短期入所 サービス費	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分6	1,096 単位
		区分5	962 単位
		区分4	829 単位
		区分3	766 単位
		区分1・2	695 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分6	785 単位
		区分5	713 単位
		区分4	509 単位
		区分3	434 単位
		区分1・2	367 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅲ）	区分3	962 単位
		区分2	798 単位
		区分1	695 単位
	福祉型強化短期入所 サービス費（Ⅳ）	区分3	713 単位
		区分2	471 単位
		区分1	367 単位

短期入所

令和元年10月報酬単価

医療型短期入所 サービス費	医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	2,907 単位
	医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	2,703 単位
	医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	1,690 単位
医療型特定短期入所 サービス費	医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	2,785 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	2,571 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	1,588 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	2,027 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	1,893 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	1,217 単位
共生型短期入所 サービス費	共生型短期入所（福祉型） サービス費（Ⅰ）	766 単位
	共生型短期入所（福祉型） サービス費（Ⅱ）	234 単位
	共生型短期入所（福祉強化型） サービス費（Ⅰ）	964 単位
	共生型短期入所（福祉強化型） サービス費（Ⅱ）	435 単位
	基準該当短期入所 サービス費	234 単位
基準該当短期入所 サービス費	766 単位	

旧単価

医療型短期入所 サービス費	医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	2,889 単位
	医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	2,686 単位
	医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	1,679 単位
医療型特定短期入所 サービス費	医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	2,768 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	2,555 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	1,578 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	2,014 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	1,881 単位
	医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	1,209 単位
共生型短期入所 サービス費	共生型短期入所（福祉型） サービス費（Ⅰ）	761 単位
	共生型短期入所（福祉型） サービス費（Ⅱ）	233 単位
	共生型短期入所（福祉強化型） サービス費（Ⅰ）	958 単位
	共生型短期入所（福祉強化型） サービス費（Ⅱ）	432 単位
	基準該当短期入所 サービス費	232 単位
基準該当短期入所 サービス費	758 単位	

短期入所

令和元年10月報酬単価

定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
大規模減算	90 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
※「共生型短期入所」に限る	
短期利用加算	30 単位
常勤看護職員等配置加算	
定員6人以下	10 単位
定員7人以上12人以下	8 単位
定員13人以上17人以下	6 単位
定員18人以上	4 単位
医療的ケア対応支援加算	120 単位
重度児者対応支援加算	30 単位
重度障害者支援加算	50 単位
※一定の条件を満たす場合	10 単位
単独型加算	320 単位
※一定の条件を満たす場合	100 単位

旧単価

定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
大規模減算	90 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
※「共生型短期入所」に限る	
短期利用加算	30 単位
常勤看護職員等配置加算	
定員6人以下	10 単位
定員7人以上12人以下	8 単位
定員13人以上17人以下	6 単位
定員18人以上	4 単位
医療的ケア対応支援加算	120 単位
重度児者対応支援加算	30 単位
重度障害者支援加算	50 単位
※一定の条件を満たす場合	10 単位
単独型加算	320 単位
※一定の条件を満たす場合	100 単位

短期入所

令和元年10月報酬単価

医療連携加算（Ⅰ）	600 単位
医療連携加算（Ⅱ）	300 単位
医療連携加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携加算（Ⅳ）	100 単位
医療連携加算（Ⅴ）	39 単位
医療連携加算（Ⅵ）	1,000 単位
医療連携加算（Ⅶ）	500 単位
栄養士配置加算（Ⅰ）	22 単位
栄養士配置加算（Ⅱ）	12 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	48 単位
特別重度支援加算（Ⅰ）	388 単位
特別重度支援加算（Ⅱ）	120 単位
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180 単位
緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270 単位
定員超過特例加算	50 単位
送迎加算	186 単位

旧単価

医療連携加算（Ⅰ）	600 単位
医療連携加算（Ⅱ）	300 単位
医療連携加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携加算（Ⅳ）	100 単位
医療連携加算（Ⅴ）	39 単位
医療連携加算（Ⅵ）	## 単位
医療連携加算（Ⅶ）	500 単位
栄養士配置加算（Ⅰ）	22 単位
栄養士配置加算（Ⅱ）	12 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	48 単位
特別重度支援加算（Ⅰ）	388 単位
特別重度支援加算（Ⅱ）	120 単位
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180 単位
緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270 単位
定員超過特例加算	50 単位
送迎加算	186 単位

短期入所

令和元年10月報酬単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※単独型事業所でない外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所に行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	17.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	12.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※単独型事業所でない指定宿泊型自立訓 練事業所において行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※単独型事業所でない外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所に行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	17.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	12.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※単独型事業所でない指定宿泊型自立訓 練事業所において行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

短期入所

令和元年10月報酬単価

※単独型事業所でない指定共同生活援助

事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※単独型事業所でない日中サービス支援

型指定共同生活援助事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※単独型事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止

旧単価

※単独型事業所でない指定共同生活援助

事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※単独型事業所でない日中サービス支援

型指定共同生活援助事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※単独型事業所において行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止

短期入所

令和元年10月報酬単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.7 %
※単独型事業所でない外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所に行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.3 %
※単独型事業所でない指定宿泊型自立訓 練事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %
※単独型事業所でない指定共同生活援助 事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
※単独型事業所でない日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において行っ た場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
※単独型事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.6 %

旧単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.7 %
※単独型事業所でない外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所に行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.3 %
※単独型事業所でない指定宿泊型自立訓 練事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %
※単独型事業所でない指定共同生活援助 事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
※単独型事業所でない日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において行っ た場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
※単独型事業所において行った場合 福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.6 %

短期入所

令和元年10月報酬単価

旧単価

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.9 %	新設
※単独型事業所でない外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所に行った場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.6 %	新設
※単独型事業所でない指定宿泊型自立訓 練事業所において行った場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3.9 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.4 %	新設
※単独型事業所でない指定共同生活援助 事業所において行った場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.8 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.5 %	新設
※単独型事業所でない日中サービス支援 型指定共同生活援助事業所において行っ た場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.8 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.5 %	新設
※単独型事業所において行った場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.4 %	新設